

国立学校設置法(抜粋) (昭和24年5月31日法律第150号)

第3章の5 大学評価・学位授与機構

(大学評価・学位授与機構)

第9条の4 大学等(大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。)の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

- (1) 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
 - (3) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
 - (4) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 2 前項第1号の評価の実施の手續その他同号の評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。